

第23期第36回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年3月23日(月曜日) 13:30～14:12

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第10番	藤田幸隆
第3番	藤田幸正	第11番	近藤美喜男
第4番	岩崎紀生	第12番	小野春雄
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第14番	西原實一
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 7人

農業委員	第2番	石山敏夫
農業委員	第13番	曾我部英敏
農業委員	第17番	渡邊勝俊
推進委員	第1番	神野克史
推進委員	第5番	高橋繁
推進委員	第11番	寶田正司
推進委員	第13番	飯尾象司

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長 藤 田 和 則 事務局 次長 近 藤 明 美
主 事 池 田 有 里

4 傍聴者

な し

5 議事日程

議案第 1 号 令和 2 年度新居浜市農業委員会活動計画について
議案第 2 号 令和元年度の目標及びその達成に向けの点検・評価と令和
2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第 3 号 農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について
報告事項 令和元年度新居浜市農業委員会業務報告について



1 3 時 3 0 分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員 16 人、推進委員 11 人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。随分と春めいて参りまして桜の花がぽつぽつと開いており過ごしやすい陽気になってきたと思います。ですが、世の中コロナウイルスの影響でこういった会もとにかく部屋の中で風通しの悪い所では自粛してほしいと、本来であれば例年のように年度末の会におきましてはリーガロイヤルホテルの方で次年度に向けての活動計画を皆さんで議決していただき、その後懇親会等の計画をしておりましたが、今年はこういった事情で自粛をしてほしいということで我々もそういった方向になったわけでございます。会合につきましても行わなければならない、月例の総会につきましても農地の承認等がございますので、今日の総会についても次年度に向けての活動計画案そしてまた下限面積等についての皆様方で決議をしていただければならないということで今回こういうことになりました。短時間の中で

内容を濃くし早く切り上げたいと思っております。あと、我々といたしましては5月、6月に予定しております市長に対する意見書の作成を5月の月例の中で決めていかなければならない、それが終わりますと7月の19日でこの第23期が任期満了をいたすわけでございます。その前に第24期目の農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦について、立候補について今事務局の方で受付けをしていただいておりますが、何か所かについてまだ届け出がないということですので、皆様方もその辺については地元に戻られましたら調整をしていただきたいと、それともう一点非常に困っているのが女性委員でございます。今松本委員が厳しい中で今期を務めていただきましたが来期については代わってほしいとのことで今、曾我部委員を中心にいろいろお願いをしておりますが、今だ決定していないというのが現状でございます。また、皆様方の中でどなたかいらっしゃいましたら我々の方に声を上げていただきまして、事務局の方もそういった方をお願いをして参らなくてはならないということでございますので、早急なことをごさいますしてその辺につきましては皆様方のご協力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第36回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において山口 三七夫委員と山下 元委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。それでは、議題に移ります。本日の議題は、議案が3件報告事項及びその他となっております。

総会資料の1ページをお開きください。

議案第1号の「令和2年度新居浜市農業委員会活動計画について」を事務局から提案説明をお願いします。

藤田事務局長

議案第1号令和2年度新居浜市農業委員会活動計画について、農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務に伴う、令和2年度新居浜市農業委員会活動計画について

て当会の決議を求めます。提案説明させていただきます。

総会資料2ページをご覧ください。

まず、第1、活動方針でございます。日本の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣による農作物被害に伴う営農意欲の減退、荒廃農地又は遊休農地の増加など、大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、本市においても改正農業委員会法の施行により、農業委員と農地利用最適化推進委員が選出され、第23期農業委員会が平成29年7月に発足し、これまでの所掌事務に加え、担い手に対する農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止・解消対策、新規参入の促進が大きな使命となりました。農業の様々な問題について、本市農業委員会は、関係機関・団体等と一体となってこれらの取り組みを推進し、令和2年7月には第24期農業委員会が発足することとなり、これまでの活動を継続していくとともに、農業・農業者の利益代表機関としての役割をさらに発揮し、本市農業の発展・振興に資するよう積極的に活動します。

次に、第2、具体的活動の内容でございますが、4つの活動の柱を掲げております。

まず、1の地域農業振興活動につきましては、農業委員会活動事業として、所管業務の適正な推進、組織の再編整備、そして農業者年金事業の円滑な推進や振興活動でございます。3ページをご覧ください

2の農用地利用調整活動につきましては、農用地利用調整活動事業、農地の流動化促進、農地情報管理システム整備事業でございます。

次に、3の農業経営改善活動につきましては、農業後継者組織支援事業及び認定農業者制度普及事業における改善活動でございます。

最後に、4の農業委員会情報活動につきましては、農業委員会情報宣伝事業及び全国農業新聞の普及拡大事業等の情報活動でございます。

以上、活動の項目のみを申し上げ、事業の具体的な内容は省略させていただきました。恐れ入りますが、事業内容につきましては、各委員さんそれぞれでお目通しくださいますようお願いいたします。次に、4ページをご覧ください。

第3、「令和2年度活動の重点項目」でございますが、3つの項目を重点項目といたしております。

まず、1 農地法関係の適正な運用についてでございますが、優良農地の確保とその有効利用を図るため、農地転用の業務や農地の権利移動について適正・的確な執行に努めるとともに、毎年1回の利用状況調査を関係機関と連携して実施し、地域の農地の実態把握と耕作放棄地の発生防止・解消、無断転用の早期発見について努めます。また、日頃からの地域の農地パトロールの実施に努め、地域内での情報交換を行うとともに、活動成果や問題点について、総会において定期的に協議し、1人当たり1年間に1筆以上を目標とし、農地の利用調整活動を事務局と協力して取り組みます。

次に、2の農政活動の推進につきましては、新居浜市の直面している農政の諸問題について、調査、研究を行い、関係機関と連携して新規就農者への支援や担い手の確保・育成、耕作放棄地解消の具体的な活用方法、有害鳥獣対策、地産地消の推進として、農産物直売所や学校給食への新居浜産農産物の安定供給に積極的に関与し、市長に対しての意見書を提出します。

次に、3の景観形成作物取り組み事業につきましては、遊休農地解消対策の一環として、景観形成作物（ポピー・コスモス等）の作付けを継続して市内3か所で行い、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児等が自然とふれあう場としての活用を図り、農地性の維持及び農村と都市の景観保全に努めます。また、関係機関に働きかけ、事業の拡大に努めます。以上で「令和2年度新居浜市農業委員会活動計画」の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明の

ありました「令和2年度新居浜市農業委員会活動計画」で
ございますが、農業委員会系統組織等との整合性を考慮し
つつ、役員会で検討いたしまして立案したものでございま
す。何か御意見、御質問などございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

御質問がないようですので、この活動計画について決定
してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第1号「令和2年度
新居浜市農業委員会活動計画について」を決定とさせてい
ただきます。続きまして、総会資料5ページをご覧ください。
議案第2号の「令和元年度の目標及びその達成に向けた
活動の点検・評価と令和2年度の目標及びその達成に向
けた活動計画について」を上程いたします。事務局から資
料の説明をお願いします。

藤田事務局長

議案第2号 令和元年度(平成31年度)の目標及びその
達成に向けた活動の点検・評価と令和2年度の目標及びその
達成に向けた活動計画について、農業委員会等に関する法律
第6条に規定する所掌事務に伴う、令和元年度の目標及びそ
の達成に向けた活動の点検・評価との令和2年度の目標及び
その達成に向けた活動計画について当会の決議を求めます。
令和2年3月5日の役員会での決議をもとに計画を作成い
たしました。

総会資料6ページをご覧ください。令和元年度の目標及び
その達成に向けた活動の点検・評価については、平成31年
3月22日に開催しました第23期第23回総会において
決定した令和元年度の目標及び活動計画についての点検と
評価となります。

まず、Ⅰには、農業委員会の状況について記入しており
ます。次に7ページから10ページをお目通しください。Ⅱ
が、担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲが、新たに農業
経営を営もうとする者の参入促進、Ⅳが、遊休農地に関する

措置に関する評価、Ⅴが、違反転用への適正な対応となっております。内容としては、現状及び課題、令和元年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、目標及び活動に対する評価となっております。

続きまして、11ページから12ページをお目通しください。Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検として、1が、農地法第3条に基づく許可事務、2が、農地転用に関する事務、3が、農地所有適格法人からの報告への対応4が、情報の提供等となっております。続きまして、13ページをご覧ください。

Ⅶが、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、Ⅷが、事務の実施状況の公表等について記入しております。続きまして、14ページをご覧ください。

ここからは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。令和元年度に作成した目標及び活動計画は、経済部農林水産課が策定している、新居浜市農業再生協議会に係る目標と数値を基準として作成しており、令和2年度目標及び活動計画につきましても、これに準じて作成しております。農業委員会としては目標が達成されるよう、農林水産課及び新居浜市農業再生協議会と協力して推進していくこととなります。Ⅰは、農業委員会の状況でございます。

次に、15ページをご覧ください。Ⅱは、担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲは、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

次に、16ページをご覧ください。Ⅳには、遊休農地に関する措置でございます。Ⅴには、違反転用への適正な対応でございます。ⅠからⅤについては、それぞれ現状及び課題及び令和2年度の活動計画について記入しております。今後の予定としましては、只今説明しました令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を新居浜市ホ

ームページに掲載することになります。以上で提案説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」でございますが、役員会で検討いたしまして立案したものでございます。何か御意見、御質問などございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

御質問がないようですので、この点検・評価と活動計画について決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第2号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を決定とさせていただきます。続きまして、総会資料17ページをご覧ください。議案第3号「農地法に定める下限面積の設定について」を上程いたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

近藤事務局次長

議案第3号農地法に定める下限面積(別段の面積)の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定する所掌事務に伴う、令和2年度下限面積(別段の面積)の設定について当会の決議を求めます。

総会資料18ページをご覧ください。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が下限面積の設定を行うこととなりました。また、平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員会の適正な事務実施について」、下限面積は毎年見直しを行うよう通知がなされ、愛媛県からも毎年見直すよう指示がありました。

そこで今回、平成31年3月22日の第23期第23回総会で制定いたしました下限面積30アールについて変更の必要がないか、下限面積の判断基準法令や農地法施行規

則第17条に基づき見直しを行うものでございます。
総会資料19ページをご覧ください。

令和2年農地基本台帳による経営耕地面積に当てはめま
すと、経営耕地総面積が8万9,275アール、総農家数が
2,463戸、経営耕地面積の区分が20アール未満では3
4.6%、20アール以上から30アール未満では21.
8%、計56.4%であることから、農地法施行規則第17
条における概ね総数の100分の40を下らないという内
容に従い従来どおり下限面積は、令和2年度も30アール
といたしたいと思えます。以上で説明を終わります。ご審
議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。議案第3号「農地法に定める
下限面積の設定について」ただいま提案説明がありました
が、このことについて、何か御意見、御質問などござい
ませんか。はい、合田委員。

合田委員

経営耕地面積というのは、農業の基本台帳にのってある
面積ですか、それとも別でカウントした面積ですか。

藤田会長

経営耕地は台帳調査の上がってきた面積が経営耕地と
してこれにうたわれています。

合田委員

現実と乖離分があるんですよね。例えば、終戦後に山を
開墾して畑にしている、そういうようなものは基本台帳に
は入っているんですよね。ところが現在はそういうような
ものは耕作していなくても林化していると、面積としては
20アール以上から30アール未満の割合としては下が
ってくると思うんですよね。本当に56パーセントあるの
かと気になるところです。どのデータerを基にやっている
のかを知りたかったということです。農業の基本台帳を基
準にしているのであれば、ずいぶん現実とマッチングして
いないということが言えるのではないかというように思
うのですよね。

藤田会長

今、合田委員も言われていますが、私も以前から農地の
実態調査について大々的に取り組まなくてはいけない、今

よく言われる課税台帳上の面積で言えば1,400ヘクタール弱、以前は1,500ヘクタールあって、それを基にして農地利用最適化推進委員を100ヘクタール1名ということですが、現実には少なくなって耕作しているのは本当に少ない、農地として原野化になっておりそれが実態であります。我々も議会の中で市の営農推進計画とかいろいろ計画を立てていく中で、まずデーターを基にしていろいろな計画を立てなくてはいけない、国も全てそうなのですが、農地については合わないではないかと、我々も夏に農地パトロールに行っているのも平面な所だけの農地パトロールで、後の畑とかになるとそこまでできてないというのが実態で、以前からこれでは数字として厳しい、なかなか出せないと、ですが数字として出さないといけないということでよく数字が出てくるのですが、合田委員も言われるとおりでもっと厳しく調査してデーターをはっきりして行わなければならない、今のところはそこまではできない。財源と人間が必要で、現実としてはなかなかで検討して参りますという答しか返ってきていないのが現状で、下限面積等に今出てきている数字の中でやっていかななくてはいけないし、現実的に新居浜市の土地の所有者は昔から2反、3反が圧倒的というようなことで、数字が全く違うのではなくほぼそのあたりで、多少の数字の差があってもそのあたりで言わざるを得ないのが我々の見かたで、実際に今言われるような調査をして数字をきっちりと出さないこれから困っていくと思いはあるのですが、現実には非常に厳しいからなかなかできていないというのが今の状態ではないかと思えます。当然、土地改良区などでも台帳面積はこれだけあるけど実際は分からない、特に今回からこちらの農地台帳で改良区の数字のデーターもいろいろしてくださいと、ペーパーで何とか出せるというようになってきましたので、それぞれで調査をしていただいてやっていくのですが、実際に一筆一筆チェックをしていかな

ければならないと思いますけど、できていないというのが今の状態です。毎年、下限面積を決めなさいというようなことなので本来は一般的には50アールですけど、地域地域に合わせてということで農家数割合が50パーセントを超える20アールから30アール未満、30アールというように決定をしたいとお分かりをしているわけです。はい、合田委員。

合田委員

1反未満の農地を持っている方が結構おいでるんですよ。1反未満の分はこの10アール刻みの農家戸数の割合の中には計算から外れているんですよ。それは、農地法施行規則第17条のこの10アールがあるからカウントしなくてよいという判断ですか。実際は10アール未満を入れたら20アールから30アールの割合はもっと減ってくると思うのですが。

藤田会長

経営耕地でございますので、一つの農業として、以前の農業委員の選挙人名簿の登録も10アール以下では被選挙権がございません。経営耕地としては10アール以下では経営としてならないという判断をするしかない。相続などで少しずつ家に残った分とか取得は出来ませんが相続として所有権が代わるのはできますので、そういった方もおいでるのではないかと思います。以前は3反以上持っていたけど、転用などをして残ったのが1反以下という方も含まれるんじゃないかと思います。はい、近藤委員。

近藤委員

農業委員会の方で言われたとおりだと思うのですが、土地改良法からだとも11条があるでしょう。11条においては今の地の畝は関係なく畑、田を持っている人は組合員に入れとこういう規定があるのですが、それとこれとは矛盾し過ぎているし、去年の県の検査では地の畝には関係ないと県の方もはっきりと言いましたからね。

藤田会長

組合員には当然10アール未満でも土地があったら組合員だと。

近藤委員

農業委員会では1反以下は百姓に非ずといわれたら、相

反するのではないですか。

藤田会長

一つの見かたして、農業委員の中なのですが一つの経営耕地とするとなかなか厳しい、以前から選挙人名簿についても10アール以下は中に含まれてないということですから。

近藤委員

今現在も台帳チェックをやっている時に1反は回ってこないですね。それに加えて、合田委員が言ったように耕作してない人もいるわけで、1月の調査の時にもアンケートの添え書きとして書いたのですが、あのあたりは徐々にでも農業委員会としても調べる必要があるのではないですか。要は一筆ごとにこの土地は人に貸していますよ、耕作していますよ、遊ばしていますよとか、保全管理をしているところと、委託して貸しているところなどそういう分別は農業委員会でも徐々にやっていってないと実態は何も分からないのではないのでしょうか。

藤田会長

今、近藤委員が言われるように、これからは区分についてもそのへんの実態に即した形での資料を作っていかないと現実との乖離が出てくるというようにはなると思います。そういった時には、農業委員も当然ですけど地域の土地改良区の方々など皆さんで調査をするにも協力をしていただかないとなかなか前を向いていかないのではないかと思います。他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

他に御質問がないようですので、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法に定める下限面積の設定について」を決定とさせていただきます。続きまして、報告事項に入りたいと思います。資料20ページをお開きください。平成31年4月から、令和2年3月までの業務について報告いたします。資料中、令和元年11月22日開催分までにつきましては、第32回総

会において、ご報告いたしておりますので、今回は、それ以降についてご報告させていただきます。

まず、（１）会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月開催されており、１１月２６日、１２月１６日、１月２８日、２月２８日に、それぞれ東京第一ホテル松山で開催され、私が出席し、農地法第４条、５条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。また、１１月２８日から２９日には、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会在東京都メルパルクホールで開催され、私と事務局長が出席しました。２月２１日には、愛媛県農業会議第８回理事会が、えひめ共済会館で開催され、私が出席しました。

資料２１ページをご覧ください。３月２日には、令和元年度ブロック別農業委員会会長並びに事務局長会議が、今治国際ホテルで開催され、私と事務局長が出席しました。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を、１月６日及び３月５日に開催いたしました。

次に、（２）総会及び農政関係の開催状況、２２ページから２３ページには、（３）農地関係の開催状況を記載しておりますが、資料のとおりですので、お目通しください。

次に、２４ページのイの農地の権利移転・設定状況、２５ページの、ウの農地の転用取扱状況につきましても、資料のとおりですのでお目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明につきましては１件でした。次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては農地法適用除外証明０件、転用確認書交付証明４９件、農業用施設証明２８件、競売適格証明０件、その他諸証明３６件でした。カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。

次に２６ページ（４）事務局報告につきましても資料のとおりですのでお目通しを願います。以上で業務報告を終わります。この報告事項につきまして、御意見、御質問は

ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、次の、その他に移らせていただきます。報告資料27ページにありますように、農業者年金につきましては、令和元年度の目標数1名に対し、新規加入者は、おられませんでした。新居浜市の場合、専業農家で60歳未満という条件に合う対象者が少なく、新規加入者の獲得が非常に難しい状況ですが、委員の皆さんも地元での加入推進をよろしく願いいたします。以上、その他につきまして、何か御質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

以上をもちまして、第36回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員